赤穂市立赤穂小学校「学校いじめ防止基本方針」

赤穗市立赤穗小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な 成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさ せるおそれがあるものである。

そして、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌が らせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加 害も経験することが,国立教育政策研究所の調査(平成 25 年 7 月 生徒指導・進路指導研究セン ター「いじめ追跡調査2010-2012」)でも明らかにされている。

このことを踏まえ、赤穂小学校では、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域・家 庭その他の関係者との連携も図り、いじめの問題の克服に向けて総合的かつ効果的に推進するた めに、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の第13条に基づいて、「学校いじめ基本 方針」を策定する。

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第 2 条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍してい る等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な 『影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって, ■当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- •仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- •ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- •パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめの防止

1. 基本的考え方

- 起こった場所は学校の内外を問わない。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめら れた児童の立場に立って行う。
- 〇「いじめ」の認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対 策のための組織」を活用して行う。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという 事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全て の教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の 行動の様子を把握したり、学期毎の定期的なアンケート調査(くらしアンケート)や児童の 欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行う かを定期的に検討する。

2. いじめの防止のための措置

ア)いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、生活指導委員会・研究推進委員会等、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、児童に対しても、全校集会やなかよし集会、学級活動などで教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。

イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

本校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実, 読書活動・体験活動などの推進により, 児童の社会性を育むとともに, 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け, 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い, 自分の存在と他人の存在を等しく認め, お互いの人格を尊重する態度を養う。※1

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。※2

- ※1 教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)
- ※2 児童の社会性の構築に向けた取組例としては、以下のようなものがある。

╭⁻⁻ ソーシャルスキル・トレーニング ╶⁻╮

「人間関係についての基本的な知識」「相手の表情などから隠された意図や感情を読み取る方法」「自分の意思を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること」などについて説明を行い、また、ロールプレイング(役割演技)を通じて、グループの間で練習を行う取組

∠----- ピア (仲間)・サポート

異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長した あとに「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や 自ら進んで他者とかかわろうとする意欲などを培う取組

ウ)いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる必要がある。

エ)自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、本校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会(自然学校)などを積極的に設けることも考える。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、赤穂中学校・幼稚園・保育所間で適切に連携して取り組む。幅広く長く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

具体的な取組

- (1) 仲間づくり、支え合い認め合う学級づくりを推進する。
- (2) 児童が活動し、児童に分かる、児童主体の授業づくりを推進する。
- (3) なかよし集会や児童集会等、児童の自治的活動を推進する中で、リーダー性や協調性を培う。
- (4) 道徳及び学級活動で「いじめ」を取り上げて児童自らが考え, 話し合う活動 を全学年で年間指導計画に位置づけ, 実施する。

オ)児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進(児童会による「なかよし宣言」や児童集会など)する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、児童会がいじめの防止に取り組むことは推奨されることであるが、熱心さのあまり 教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活 動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加でき る活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよ う心がける。

Ⅱ 早期発見

1. 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

具体的な取組

- (1) いじめは大人の目につきにくいところで行われることを認識し、教職員が人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、ささいな兆候でも見逃さないよう積極的な認知に努める。
- (2) 児童はもとより、家庭・地域とのネットワークを築き、幅広い情報収集に努める。
- (3) 児童の気持ちや行動、価値観の理解に努め、カウンセリングマインドを持って児童の指導にあたる。(生徒指導提要参照)

2. いじめの早期発見のための措置

本校は、学期毎の定期的なアンケート調査(くらしアンケート)や学級・学年の定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のくらしアンケートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

定期的なくらしアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や 放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、本読み表や連絡帳等、教職員と児童の間 で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機 会を活用したりする。これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体 で共有することが必要である。なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的 な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

具体的な取組

- (1) 児童の生活実態アンケート「くらしアンケート」毎学期を実施する。
- (2)「くらしアンケート」の結果をもとにした教育相談(児童個別面談)の実施する。

Ⅲ いじめに対する措置

1. 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合、担任や学年での対応が難しいときは、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」等組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。その際、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、対応に当たる。

具体的な取組

- (1) 発見・通報を受けた場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」を招集し、 組織的に対応する。
- (2) 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもとで毅然とした態度で加害児 童を指導する。
- (3) 加害児童に対して、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼をおくのではなく、 児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と 連携して対応にあたる。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた担任もしくは学年での対応が困難なときは、本校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。

具体的な取組

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- (2) 児童や保護者から通報を受けたときには真摯に受け止め、直ちにその対応に 着手する。
- (3) 被害児童, 通報した児童の安全を確保する。
- (4) 情報を得た場合は直ちに教頭に報告する。教頭は校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。
- (5) いじめの対応については、「いじめ防止対策委員会」に沿って組織的に行う。

3. いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、担任や複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラーや福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

- (1) いじめられた児童から事実関係の聴取をする。その際には、「自分が悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高める。また、児童の個人情報の取扱いやプライバシーには十分留意する。
- (2) いじめられた児童の保護者へは迅速な情報提供を行う。
- (3) いじめられた児童や保護者に徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え, 不安を除去する。また、事態の状況に応じて、複数の教職員で児童の見守りを 行い、児童の安全を確保する。
- (4) いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくり、いじめられた児童が安心 して学習できる環境を確保する。

4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、本校は、担任や複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

具体的な取組

- (1) いじめた児童からも事実関係の聴取を行い、いじめの事実関係が確認された場合は組織的に対応し、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。
- (2) いじめの事実関係が確認できたら、いじめた児童の保護者へ迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、対応について保護者の協力を得る。
- (3) いじめた児童への指導にあたっては、毅然とした対応を行う。また、いじめの背景にも目を向けながら、形式的な謝罪で終わるのではなく、いじめた自分の行為の悪質性を理解させ、健全に人間関係を育むことができるように指導を行う。
- (4) いじめた児童への対応においては、必要に応じて外部専門機関の協力を得る。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

具体的な取組

- (1) いじめを見ていた児童には、誰かに知らせる勇気ややめさせる勇気を持つこと を、はやしたてるなど同調していた児童には、いじめに加担するする行為であ ることを理解させる。
- (2) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- (3) 「支え合う仲間づくり」を最重要学級課題に据え、授業や学級行事を通して 人権意識を高める。

6. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている※6ので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。 また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報 に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS (ソーシャルネットワーキングサービス),携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

- (1) 児童向け情報モラル教育を実施する。
- (2) SNSや携帯電話のメールの利用のマナーや危険性についての指導及び利用 する児童の実態把握を行う。
- (3) ネット上の不適切な書き込みについては、プロバイダや法務局などを通して削除の措置をとる。また、被害が深刻な場合は警察署に通報し、援助を求める。
- ※3 懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学(公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、停学(義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。
- ※4 プロバイダ責任制限法に基づく。削除依頼の手順等については、平成24年3月文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取組事例・ 資料集』」参照

Ⅳ その他の留意事項

1. 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。 担任や特定の教職員が抱え込むのではなく、本校における「いじめ防止対策委員会」で情報を 共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とす るよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資する。

具体的な取組

- (1) 平素の取組を推進する組織として、「生活指導委員会」が業務にあたる。
 - アいじめの未然防止に関すること(いじめ防止にかかる研修の企画・推進等)
 - イいじめの早期発見に関すること(アンケート調査,教育相談等)
 - ウ 毎月1回の生活指導委員会を定例として開催する。
- (2) 対応組織として『いじめ防止対策委員会』を設置し、次の業務にあたる。 〈構成員〉

校長, 教頭, 教務, 生徒指導担当, 養護教諭, 特別支援教育コーディネーター, 学年代表, 専科代表 ※場合によって, スクールカウンセラー

- 7 いじめ事案発生時の対応に関すること
- イいじめ防止基本方針に関する評価・改善に関すること
- ウ 学期1回のいじめ防止対策委員会を定例として開催する。

2. 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を生活指導委員会や研究推進委員会で行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるという認識を持ち、いじめを許さない学校 風土、学級風土づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 児童と向き合う時間を確保し、児童との対話を推進する。 児童、教職員、保護者が共通の認識に立って「いじめ」の防止に努めるため、 以下の研修会を実施する。
 - ①「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会)「第三者委員会最終提言」を 使った職員研修 ② 学級づくりの研修 ③ 教職員の人権研修 ④ 児童, 保護者、教員向けの情報モラル研修

3. 家庭・地域との連携について

赤穂小学校「いじめ防止基本方針」等について保護者の理解を得ることで、家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学年通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

- (1)「赤穂小学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページで公開する。
- (2)「学校ホームページ」の随時更新,「学校だより」の定期発行,オープンスクールの実施により、保護者・地域への継続的な情報発信を行う。